

家屋敷課税をご存知ですか？

1. 家屋敷課税とは？

地方税法等に基づき、三朝町内に事務所、事業所または、家屋敷（※1）を有する個人で三朝町内に住所を有しない（生活の本拠を有しない）方には、住民税（町県民税）の均等割額（5,500円）が課税されます。

これを、家屋敷課税といい、土地や家屋そのものに対して課税をする固定資産税とは別の性質を有しています。

※1・・・家屋敷とは、地方税法上、自己または、家族の居住の目的で住所地以外の場所に設けられた住宅で、必ずしも自己の所有でなくても、いつでも自由に居住できる状態にある建物を言います。

2. 課税の対象は誰？

次の全てに該当する方が、家屋敷課税の課税対象となります。

- ・毎年1月1日現在、三朝町に住民登録がない。
- ・当該年度の町県民税が三朝町で課税されていない、かつ住民登録地で住民税が課税されている。
- ・三朝町内に自分または家族が住むことを目的とした自由に居住（※2）できる独立性のある住宅（※3）、事務所または事業所を持っている。

また、三朝町に住民登録があっても住民登録外居住者として、他市区町村から課税されており、本町に上記のような家屋敷を有している方も課税の対象となります。（所得等により非課税となる場合もあります。）

※2・・・自由に居住するとは、実質的な支配権を持っていることを言い、常に住んでいる必要はありません。また、別荘等で複数以上の者が共有していることにより個人の自由が制限されている場合は、該当になりません。

※3・・・独立性のある住宅とは、構造が実質的に独立した家屋と同等であればよく（アパート、マンション等）、必ずしも独立住宅（一戸建て住宅）である必要はありません。出入口、台所、トイレ等が、共用のような下宿や寮は該当しません。

3. どうして、町民ではないのに課税されるの？

一定の住居等を所有している場合、そのことゆえに当該自治体から道路の管理、ゴミの収集、消防、救急車等の各種の行政サービスを受ける可能性があることから、たとえ住民登録がなくても（他市区町村で課税されていても）一定の負担をしていただくという考え方によるものです。

（裏面に根拠となる法令の説明あり）

お問い合わせは下記まで

鳥取県三朝町町民課税務係

電話 0858-43-3505

根拠となる法令

地方税法

第24条 道府県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額により、第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額により、第5号に掲げる者に対しては利子割額により、第6号に掲げる者に対しては配当割額により、第7号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額により課する。

- (1) 道府県内に住所を有する個人
- (2) 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者
- (3)～(7) 略

第294条 市町村民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。

- (1) 市町村内に住所を有する個人
- (2) 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者
- (3)～(5) 略

鳥取県税条例

第21条 県民税は、次の表の左欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の右欄に定める額によって課する。(一部抜粋)

(2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者	均等割の額
---	-------

三朝町税条例

第23条 町民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。

- (1) 町内に住所を有する個人
- (2) 町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者
- (3)～(5) 略